



大野庄
用水
長町

歩いてみまっし

用水の街『金沢』



鞍月用水
香林坊



辰巳用水
大桑町

金沢市用水保全条例のあらまし

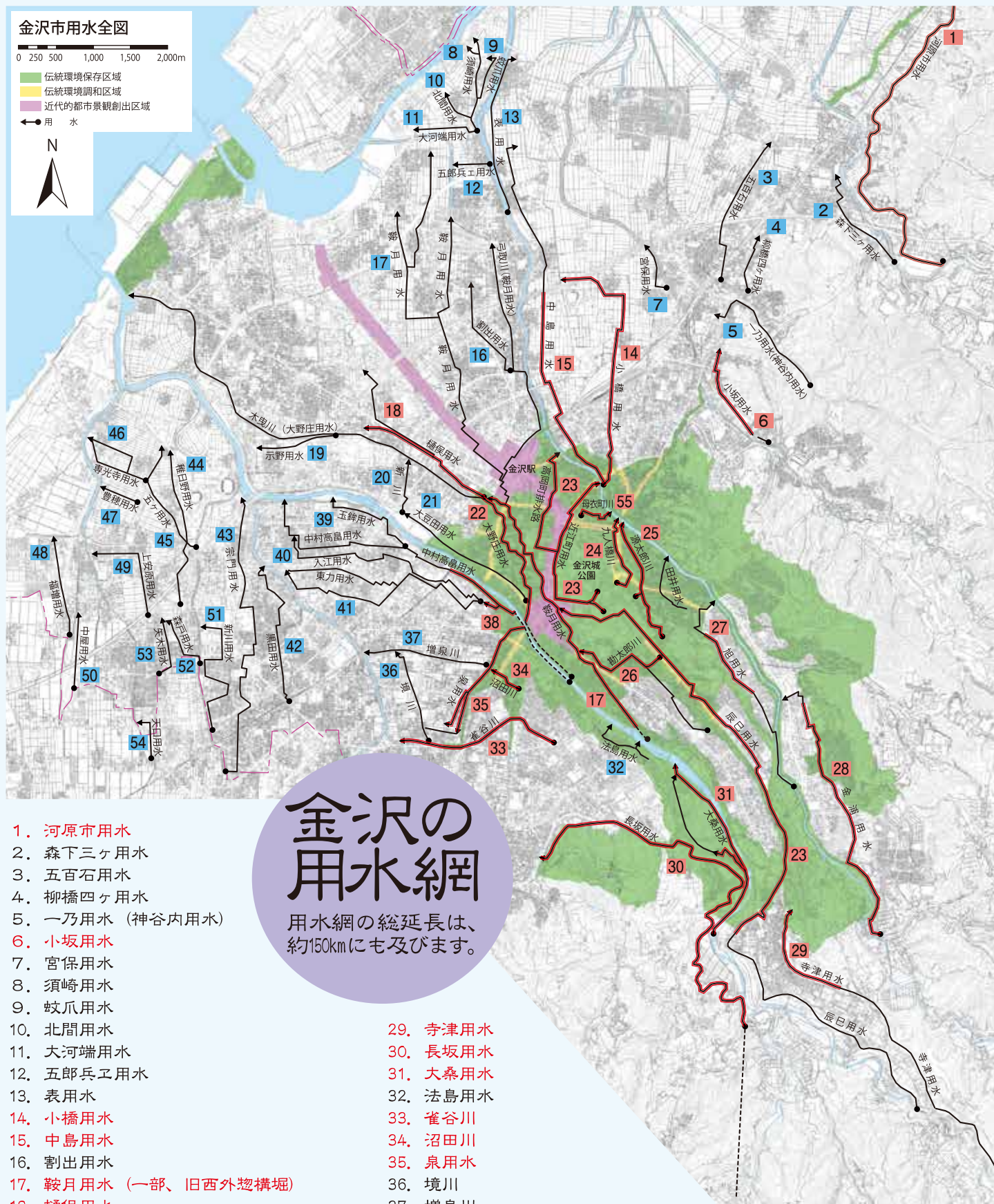
金沢市

金沢市用水全図

0 250 500 1,000 1,500 2,000m

伝統環境保存区域
伝統環境調和区域
近代的都市景観創出区域

用水



金沢の用水網

用水網の総延長は、約150kmにも及びます。

1. 河原市用水
2. 森下三ヶ用水
3. 五百石用水
4. 柳橋四ヶ用水
5. 一乃用水 (神谷内用水)
6. 小坂用水
7. 宮保用水
8. 須崎用水
9. 蚊爪用水
10. 北間用水
11. 大河端用水
12. 五郎兵工用水
13. 表用水
14. 小橋用水
15. 中島用水
16. 割出用水
17. 鞍月用水 (一部、旧西外惣構堀)
18. 樋俣用水
19. 示野用水
20. 新川
21. 大豆田用水
22. 大野庄用水
23. 辰巳用水 (下流部は旧西外・内惣構堀)
24. 九人橋川 (旧東内惣構堀)
25. 源太郎川 (一部、旧東外惣構堀)
26. 勘太郎川
27. 田井・旭用水
28. 金浦用水
29. 寺津用水
30. 長坂用水
31. 大桑用水
32. 法島用水
33. 雀谷川
34. 沼田川
35. 泉用水
36. 境川
37. 増泉川
38. 中村高島用水
39. 玉鉾用水
40. 入江用水
41. 東力用水
42. 黒田用水
43. 宗門用水
44. 稚日野用水
45. 五ヶ用水
46. 専光寺用水
47. 豊穂用水
48. 福増用水
49. 上安原用水
50. 中屋用水
51. 新川用水
52. 森戸用水
53. 矢木用水
54. 天口用水
55. 母衣町川 (旧西内惣構堀)

赤字および赤色区間は保全指定用水で、用水保全基準が定められています。

用水の保全とは？

金沢のまちなみに様々な表情を醸しだし、潤いとやすらぎを与えてくれる用水。それらを大切にし育てて、身近な生活環境をより快適で、より安全で、より豊かなものにし、後代に継承してゆくための「用水保全条例」を定めました。

4つの基本方針

市街地の発展に伴い、さまざまな問題が発生している用水の現状。再生への取組みを行っていますが、それには市民一人ひとりの協力が不可欠です。

用水保全条例Q&A

Q.対象は？

A.歴史的、地域的または社会的に用水として親しまれてきた河川または水路を対象としています。川より小さく、側溝より大きいものと考えてよいでしょう。

Q.保全指定用水では？

A.一定の行為について事前の届け出が必要になります。たとえば、用水内の橋りょう等の設置や修繕・用水に接する土地内の建物や塀、柵の新築や増築などで、基準に適合しないときは、助言や指導、勧告を行います。

Q.私有橋を架けたい（架け替えたい）のですが？

A.私有橋は1宅地に1橋、通路橋の場合は総幅2m以下、車庫の出入りで車が渡る場合は総幅4m以下とします。必要以上に幅の広い架橋はやめましょう。

Q.罰則は？

A.罰則はありません。この条例は市民が相互に連携・協力して用水を保全するよう自ら努めていただくものだからです。

Q.愛護協定とは？

A.市民のみなさんに積極的に用水保全の担い手になっていただき、用水の愛護を推進するために締結するものです。



用水景観

土堀と調和した
風情ある大野庄用水

歴史的なまちなみや繁華街の賑わい、閑静な住宅街、緑豊かな自然環境との調和を図ります。



開きよ化

整備前 → 整備後

必要以上に幅の広い私有橋の撤去や狭小化を図り、通行以外の目的には使用しないように努めます。



駐車場に利用されていた私有橋を撤去し、石積みで再生された香林坊地内の鞍月用水（農林水産省水環境整備補助事業により施行）



清流確保

野鳥や魚が
生息する用水環境

年間通水を確保し、定期的な清掃を行い清流の確保に努めます。また、水生生物の生息に配慮した用水環境の形成に努めます。



用水利用

消雪水路や消火用水源としての利用を促進します。また、用水沿いの散策路や親水公園などの整備を促進します。



左／斜めに立てかけた鉄格子の内側を水が流れて雪をとかす消雪利用
右／消火用水として利用できるように水路底を掘り下げた釜場



辰巳用水（玉川図書館横）
旧堀が復元され、玉川公園の緑を背にしたせせらぎ沿いを散策できます。



鞍月用水（せせらぎ通り）
開きょ化が進み、歩道も設けられ、用水沿いを安心して歩けます。



大野庄用水（長町武家屋敷）
武家屋敷の土堀を背に流れる風情が人気。金沢を代表するビューポイントです。



東力用水（神田第一児童公園）
用水を引き込んだ公園では、子どもたちも安心して水遊びが楽しめます。



泉用水（野町駅付近）
用水が身近に感じられ、歩行者の安全を考えた通りになっています。



小橋用水（元町第三児童公園）
用水沿いには快適な散歩道があり、散策やジョキングを楽しむ人たちの姿が見られます。



辰巳用水（兼六園落水）
兼六園に引き込まれた用水の余り水や落ち水がいく筋にも分かれ、市街地を流下しています。



辰巳用水（美術の小径）
県立美術館から本多公園へ階段横を流となって落ちている、上り下りが楽しい空間です。



旭用水（小立野台下）
昔ながらの石積みや庭先の草花、生け垣が素朴な風情を醸し出しています。



勘太郎川（大清水）
小立野台地の伏流水がこんこんと湧き出る街のオアシス。今も付近の人たちに守られています。



辰巳用水（遊歩道）
大桑町から錦町まで約2km続く散策路。昆虫や果樹園・竹林、野田山の眺望が楽しめます。



雀谷川（雀橋）
1898年に架けられた表面レンガ仕上げのコンクリート橋です。ほぼ完成当時のままの姿が残っています。

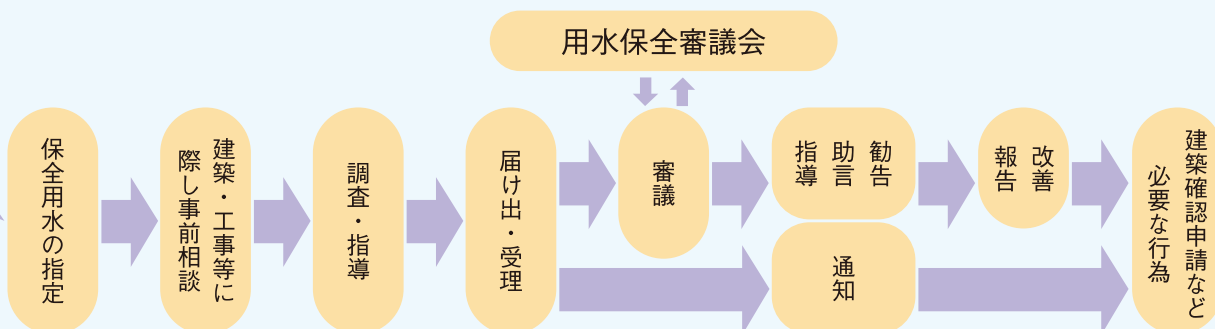


勘太郎川（二十人坂付近）
木立ち、アーチ型トンネル、洗い場があり、街なかとは思えない情緒がいっぱいあります。

歩道が整備されているところも多いので安心して見て回ることができます。
新たな発見があるかも…。

届出を要する行為

届出の流れ



金沢市用水保全条例 平成8年条例第7号

目次

第1章 総則 (第1条～第4条)
第2章 用水の保全 (第5条～第13条)
第3章 援助 (第14条)
第4章 用水保全審議会 (第15条・第16条)
第5章 雑則 (第17条)
附則

第1章 総則

- (目的)
- 第1条 この条例は、藩政時代から金沢のまちを網の目のように流れ、四季折々の風景を映し出し、市民生活にさまざまな恵みをもたらしてきた用水を、市民とともに保全することにより、潤いとやすらぎにあふれる本市固有の用水環境をはぐくみ、貴重な財産として後代に継承することを目的とする。
- (用語の意義)
- 第2条 この条例において「用水」とは、歴史的、地域的又は社会的に用水として市民に親しまれてきた河川又は水路をいう。
- (市長の任務)
- 第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、自然環境および生活環境と調和した用水の保存、復元及び創出を図り、年間を通じて清流を確保することを基本方針とし、総合計画の策定、整備工事の実施等の必要な施策を実施しなければならない。
- 2 市長は、前項の施策の実施に当たっては、用水の保全に関する市民の意識の高揚を図るとともに、その参加及び協力の推進に努めなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体等に対し、用水の保全について協力を要請しなければならない。
- (市民の任務)
- 第4条 市民は、第1条の目的を達成するため、用水が市民共通の貴重な財産であることを認識し、相互に連携及び協力をして、これらの用水を保全するよう自ら努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

第2章 用水の保全

- (保全用水の指定)
- 第5条 市長は、特に保全を必要とする用水を保全用水として指定することができる。
- 2 市長は、保全用水を指定しようとするときは、あらかじめ金沢市用水保全審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、保全用水を指定するときは、その名称及びその区間を告示しなければならない。
- (用水保全基準)
- 第6条 市長は、保全用水ごとに、用水を保全するための基準として、用水保全基準（以下「保全基準」という。）を定めるものとする。
- 第12条 保全基準には、次に掲げる事項のうち、必要な事項について定めるものとする。
- 1 用水の景観に関する事項
 - 2 開きよ化の促進に関する事項
 - 3 清流の確保に関する事項
 - 4 用水の利用に関する事項
 - 5 その他市長が必要であると認める事項
- 3 市長は、保全基準を定めるときは、その旨及びその基準を告示しなければならない。
- 4 前条第2項の規定は、保全基準を定める場合について準用する。
- (行為の届出)
- 第7条 保全用水内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。
- 1 橋りょうその他の工作物の設置、大規模な修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
 - 2 堤防、護岸及び河床に係る工事
- 2 保全用水に接する土地内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめその内容を市長に届け出なければならない。
- 1 建築物その他の工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
 - 2 木竹の伐採
- 3 前2項の規定により届け出なければならないとされる行為について、景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項又は第2項の規定による届出があったときは、これをもって、前2項の規定による届出があったものとみなす。
- 4 第1項及び第2項の規定は、次に掲げる行為については、適用しない。

- 1 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で市長が定めるもの
 - 2 非常災害のため必要な応急措置として行う行為（国等に関する特例）
- 第8条 国の機関又は地方公共団体が前条の規定により届出を要する行為をしようとするときは、同条の規定による届出に代えて、あらかじめ市長にその旨を通知し、協議しなければならない。
- (助言、指導又は勧告)
- 第9条 市長は、第7条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為が保全基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をしなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合は、金沢市用水保全審議会の意見を聴くことができる。
- 3 第7条の規定による届出があった場合において、保全基準が定められていないときは、第1項中「保全基準に適合しない」とあるのは、「用水の保全に重大な影響がある」と読み替えて、同項の規定を適用する。
- (報告等)
- 第10条 前条第1項の規定による助言、指導又は勧告を受けた者は、当該助言、指導又は勧告によって講じた措置について、市長に報告しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により報告を受けた場合は、必要に応じて実地調査をするものとする。
- (保全用水以外の用水内における行為に対する助言、指導又は勧告)
- 第11条 市長は、保全用水以外の用水内において、用水の保全に重大な影響があると認める行為を行う者に対し、必要な措置を講ずるよう助言、指導又は勧告をすることができる。
- 2 第9条第2項の規定は、前項の規定による助言、指導又は勧告をする場合について準用する。
- (協定の締結)
- 第12条 市民は、その相互において用水の愛護を推進するための協定を締結することができる。
- (用水愛護協定の認定)
- 第13条 市長は、前条の協定で、その内容が用水の保全に寄与すると認められるものを用水愛護協定として認定することができる。

第3章 援助

- (援助)
- 第14条 市長は、用水の保全を図るため必要があると認めるときは、技術的な援助をし、又は予算の範囲内において、財政的な援助をすることができる。
- 2 市長は、市民による用水の保全のための活動に対して、必要な支援をすることができる。

第4章 用水保全審議会

- (金沢市用水保全審議会)
- 第15条 本市の用水の保全を図るため、金沢市用水保全審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、この条例に規定する事項その他の事項について市長の諮問に応ずるほか、用水の保全に必要な事項について市長に建議する。
- 第16条 審議会は委員20人以内で組織する。
- 2 委員は、知識経験を有する者、関係行政機関の職員及び本市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを選任する。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

第5章 雑則

- (委任)
- 第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- この条例は、平成8年4月1日から施行する。
- 附 則（平成21年3月24日条例第4号、金沢市における美しい景観のまちづくりに関する条例附則第11項による改正抄）
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。〔平成21年規則第57号で、平成21年10月1日から施行〕

